

宇佐市介護保険施設等における事故等報告事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、介護保険法に規定する介護保険施設、居宅サービス事業者、地域密着型サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者、介護予防支援事業者及び第1号事業者、老人福祉法で規定する養護老人ホームが行うサービスの提供中等に事故等が発生した場合の報告事務手続きについて定めるものとする。

(報告の対象となる利用者)

第2条 宇佐市（以下「市」という）へ報告する事故等の対象となる利用者及び入所者（以下「利用者」という。）は、事業者が行うサービスを利用するすべての利用者（住所地特例者等の市以外の介護保険被保険者を含む。）とする。

(報告の対象となる事故等の範囲)

第3条 市へ報告する事故等の範囲は次のとおりとする。

- 一 死亡に至った事故、病死（死因に疑義が生じる可能性があるものに限る。）
- 二 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故
- 三 食中毒及び感染症等の発生又はそれらが疑われる状況の発生
- 四 失踪
- 五 職員等の法令違反及び不祥事の発生
- 六 その他市に報告する必要があると認められるもの

(報告)

第4条 事業者は、前条に規定する事故が発生した場合は、「事故報告書」（別紙様式）を次のとおり提出するものとする。

- 一 第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。
- 二 状況の変化等必要に応じて、随時追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等（以下「再発防止策等」という。）を講じた後に、最終報告を提出すること。ただし、前号に規定する第1報の提出時に、再発防止策等について記載した報告を提出している場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、市が重大な事故と認めた場合は、前項に規定する文書に加え、利用者に対するサービスに係る記録等の市が求める資料を提出するものとする。
- 3 事故報告書等の提出先は宇佐市福祉保健部介護保険課とする。

(市以外の保険者への報告)

第5条 事業者は、報告の対象となった利用者が市以外の介護保険被保険者である場合は、当該利用者に係る保険者に対して、当該保険者が定める事故報告の取り扱いに則り、報告等を行うものとする。

(市の対応)

第6条 市は、報告を受けた事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて保険者として必要な対応を主体的に行うものとする。

2 報告を受けた事故について、必要があると認めた場合は、市の被保険者以外の事故のときは当該被保険者にかかる保険者と、市域外に所在する事業所のときは当該事業所の所在する市町村と連携を図るものとする。

3 報告を受けた事故について、必要があると認めた場合は、大分県高齢者福祉課と連携を図るものとする。

4 報告を受けた事故について、利用者、利用者の家族・親族等からの苦情があった場合で、大分県国保連合会の苦情処理機関での対応が適当と認められるときは、当該機関に通知することができるものとする。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、宇佐市福祉保健部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和3年8月1日から施行する。

(取扱要領の廃止)

2 本取扱要領の施行に伴い、「宇佐市介護保険等に係る事故等報告事務取扱要領」は、廃止する。